政府ノ意見ヲ中心トシテ協調 共同関係ニ左右
置キ主ナル文ナシ
加藤ノ理想ヲ拵ヘテ之ニ依リ対立反対ナク
意識ヲ持ツ勤労階級ノ反逆ニナリシモ 不置ス 程
拵シテ行ク、又憲法ヲ一云フ不当、互ニ勤労者
ニ政府問題起キ不可能ト断ジ有力ナ地位ニアリ
主義ニ従フベシ、又中央集権決定サレ最近
勢ノ主義ノ下ニ集メテ労資ノ協調ノ権威ヲ据ヘ
テナクナル反対ス
義務ノ思
加藤 総同盟 日本労働総同盟 総同盟ト労働
組合ノ態度 全国労働組合 全国繊維組合ヲ出シ

財團法人 協調會

妥協点ナドアリ是ヲ指導精神ヲ採ツテ行クコトヲ要ス
行進丸ノ如ク協調会ヲツクラズトモ加ヘテ来ル、但シ
政府ノ決定ハ期待ナシ、理想ハ労資協調、然ラバ
労働者生活ヲ與ヘ得ル程度ニ統制スルヲ決セザルベカラズ
労働組合ガ政党ヲ選ビ大衆党ヲ非トシテ否認ス
ヲ現実ニ行ハルルモノヤ、共産主義ノ運動ニ対シテ
叫ブニ、一般民衆ニ利ナルベク労資協調ヲ主トシテ、
リノ反対ヲ叫ブニ出デタルモ後ダ、労働ノ中心トナル
レトシテ主義者ヲ守リテ絶ヘズ指導ヲ行ハズ
労人ハ事情ニ労働運動ノ情勢内心容ルル
政勢ヲ考慮シ一般関係ノ考ヘヲ経テ指導
方法例ニ分ラズ問題ニ就キテ問題トシ細ノ処

財團法人 協調會